

こ

れまでは相続問題について相続人間でもめていても、我慢して専門家に相談するまでにはならないケースが多かったといえます。相談する場合でも、「もめている案件」と「相続税の申告案件」という特徴を、1つの案件が併せ持つことはまれでした。

平成27年1月1日以降に発生する相続に適用される新相続税制により、変化が起きたように思います。相続税法の改正が話題になったことで権利意識が高まり、もめる事例が増えたと感じます。相続税申告が必要で、かつ、もめている案件も増えました。

相続トラブルは、主に「ヒト」と「モノ」の問題から生じます。ヒトの問題の代表例の1つは、離婚した前妻との間に子どもがいて、現在の妻との間にも子どもがいるケースです。相続人間でコミュニケーションが取りにくい環境であるほど、トラブルに発展する可能性も高くなります。

そうだ!

プロに聞いてみよう!

—相続—

別の視点から気づきを得よう

『はちのマネーらいふ』最新号で取り上げるテーマを専門家に詳しく聞く当コーナー。第1回は、東京永田町法律事務所代表の長谷川裕雅弁護士に「相続のプロに相談するメリット」を教えてください。



長谷川 裕雅氏

弁護士・税理士。東京永田町法律事務所代表。法務・税務両面から相続問題を解決。ベストセラー『磯野家の相続』『磯野家の相続税』（すばる舎）などの著者としても知られる。

ヒトの関係が良好でも、モノの問題でもめる場合もあります。財産を平等に分けにくいケースや事業を営んでいるケース、不動産を多く保有するケースがその代表例です。また、被相続人の介護が絡む場合には、介護していた相続人が被相続人から金銭的な援助を受けるなどして、相続財産の名義と実態の差が生じ、他の相続人とのトラブルの火種になることもあります。

相続でもめないためには「遺言」を作成するなどして、思い通りに相続させる策を講じることが重要です。

もめることを前提に周到な準備をすれば、もめない相続も可能になります。子どもの独立や退職など、ご自身のライフステージが変わる段階で資産構成を見直し、遺言を作成することを勧めます。

相続対策にはさまざまな方法があり、それぞれの専門的な知識が求められます。専門家に相談するメリットは、ご自身とは別の視点から気づきを得ることが可能です。納得して策を講じるためにも、多様な選択肢を提供する専門家を活用するとよいでしょう。